平成２９年（フ）第１７０６号
岩手県花巻市上根子字新屋敷138番地、旧住所埼玉県志木市中宗岡４丁目３番36―111号
債務者　藤原　秀行
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　結子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２８３号
佐賀県多久市西多久町大字板屋6629番地
債務者　笠原　芳孝
1　決定年月日時　平成30年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　櫻田　康則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月８日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２８７号
盛岡市西見前14地割22番地１　ヴェルソレイユＣ102号
債務者　茂木　雅幸
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　耕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第７１号
岐阜県可児市川合北３丁目36番地　ＥＳＰＡＳＩＯＮ―106、前住所岐阜県可児郡御嵩町御嵩2192番地277
債務者　フォトジェニックＫｏｂａこと　小林　義幸
1　決定年月日時　平成30年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　真由美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第４２０号
神戸市長田区寺池町２丁目10―２―207、申立時の住所兵庫県西宮市鳴尾町３丁目２番７―502号
債務者　住田　　凜
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川元　志穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４９３号
熊本市南区田井島１丁目11番34―405号
債務者　宮本眞由美
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中島　潤史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５０７号
熊本市西区春日５丁目14番30号
債務者　古庄　幸秀
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　卓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月13日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５６号
静岡県掛川市横須賀518番地
債務者　藤田　正義
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　吉希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２９年（フ）第２６１号
金沢市久安４丁目166番地
債務者　山﨑　　修
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀧沢　明継
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月13日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９１４号
名古屋市守山区村前町24番地
債務者　渡海　邦明
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久志本修一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年４月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２８５６号
横浜市港北区篠原町1475番地、前住所横浜市港北区新羽町1659番地　フラッシュビル301
債務者　高橋　直樹
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小池　　翼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２８５７号
横浜市港北区篠原町1475番地、前住所横浜市港北区新羽町1824番地　港北プラザ301号
債務者　西窪恵富子
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小池　　翼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年４月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２７５号
奈良県桜井市大字粟殿280番地
債務者　西口　　実
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第３６７号
奈良市歌姫町1232番地
債務者　畑野真由美
1　決定年月日時　平成29年12月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第７３７号
北九州市戸畑区牧山新町１番26―204号
債務者　一野賢太郎
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第７３８号
北九州市戸畑区牧山新町１番26―204号
債務者　一野　厚子
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部